

文京区感染症予防計画（最終案）について

1 概要

令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、新型コロナウイルスへの対応で得られた知見を踏まえ、これまで都道府県のみが策定していた「感染症を予防するための施策の実施に関する計画」（以下、「予防計画」という。）の記載内容の充実が図られるとともに、保健所設置区市においても、都道府県予防計画を踏まえた新たな予防計画の策定が義務付けられた。

このたび、パブリックコメントの意見や東京都との協議等を踏まえ、最終案がまとまったので報告を行う。

2 パブリックコメントの結果

実施期間：令和6年1月12日（金）から令和6年2月13日（火）まで

意見提出者数：1人

意見件数：3件

意見と区の考え方：別紙1のとおり

3 計画の内容

- （1）基本的な考え方
- （2）感染症の発生予防及びまん延防止のための施策
- （3）新興感染症発生時の対応
- （4）その他感染症の予防の推進に関する施策

4 文京区感染症予防計画（最終案）

- （1）計画（最終案）の概要

別紙2のとおり

- （2）計画（最終案）

別紙3のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 文京区感染症予防計画の策定